介護福祉士資格取得のための離職者訓練修了時における専門士の称号の付与に係る周知

― 厚生労働省職業能力開発局からの回答要旨 ―

標記について、平成 23 年 2 月 22 日に厚生労働省職業能力開発局にあっせんしたところ、速やかに改善を図る必要があることから、翌 23 日には文部科学省にも確認し、以下の取り組みを行ったとの回答がありました。

厚生労働省職業能力開発局から、全ての都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構に対し、以下のとおり専門士の称号の付与等に係る制度の周知を行った。

「訓練修了及び各専門学校等の卒業時に要件が具備されていれば、専門士の称号の付与等が行われることになっている。専門士の称号の付与等が行われることとなる場合に、訓練生が就職活動時や就職後に一定の利点があることも予想されるところであるので、今一度、訓練生が受講している専門学校等へ確認し、必要に応じ各県学事担当部局とも連携の上、称号付与等の対象者に付与等が行われないことがないようにすること。」